

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係） 一〇五（略）</p> <p>六 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項（定義）に規定する社会福祉事業の施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条（児童福祉施設）に規定する児童福祉施設を含む。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十九条第一項（有料老人ホーム）に規定する有料老人ホーム若しくは民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条（定義）に規定する特定民間施設又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業の施設の用に供される土地等</p> <p>七〇二十五（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係） 一〇五（略）</p> <p>六 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項（定義）に規定する社会福祉事業の施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条（児童福祉施設）に規定する児童福祉施設を含む。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十九条第一項（有料老人ホーム）に規定する有料老人ホーム若しくは民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条（定義）に規定する特定民間施設又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業の施設の用に供される土地等</p> <p>七〇二十五（略）</p>